

# 赤穂市国民健康保険運営協議会

と き 令和4年1月27日（木）

午後1時30分より

ところ 赤穂市役所 6階 大会議室

赤穂市国民健康保険

## 赤穂市国民健康保険運営協議会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
  - (1) 令和4年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
  - (2) その他
- 5 閉会あいさつ

### ( 資 料 目 次 )

1	令和4年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針	1～4
2	令和3年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込	5
3	令和4年度赤穂市国民健康保険事業特別会計予算表	6～8
4	赤穂市国民健康保険事業年次別推移表	9
5	国保制度に関する用語の解説	10
6	赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿	11

## 令和4年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針

### 1 はじめに

国民健康保険（以下「国保」という。）をはじめ、医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化などによる医療費の更なる増加が必至の状況にある一方で、新型コロナウイルス感染拡大による医療費の動向への影響が続くと想定されることなどから、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題は平成30年4月の制度改革後も解消されておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。制度改革から4年を経過し、国保の財政運営の更なる安定化を図るため、県内における保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向けた議論、医療費適正化の取組を推進していくこととなります。

本市においては、地域住民の生活状況に即したきめ細かな事業を引き続き担うとともに、保険者の責務を十分に認識し、安定的な国保運営と住民の健康の保持・増進に取り組み、全ての世代が安心できるよう、安定的な国保事業の運営に向けて県下一体となって取り組むことが求められています。

#### 参考（令和4年度医療保険制度等に係る主な改正予定項目：国保関係）

1	保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正	(令和4年4月施行)
	医療分：63万円→65万円 ・ 後期分：19万円→20万円	
2	子どもの均等割軽減制度の導入	(同上)
	子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国保の被保険者）の均等割保険税を国と地方（県・市）の負担により5割軽減する。	
3	診療報酬本体（+0.43%）・薬価等（△1.37%）の改定	(同上)

### 2 令和3年度赤穂市国保財政の状況

#### (1) 歳入

ア 高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費は依然として高い水準にありますが、市単独支援額18,997千円を含む一般会計繰入金382,572千円の繰入れをはじめ、財政調整基金41,760千円の取崩しなどにより、所要の財源を確保することができました。

イ 保険税の総額は、785,232千円となる見込みです。

ウ 令和2年度の繰越金57,248千円については、保険給付費等交付金（県費）の返還金などに充当しました。

エ その他、国庫支出金や県支出金である保険給付費等交付金などについては、医療費や事業の実績に応じて交付される見込みです。

オ 以上により、歳入総額は、5,243,056千円と見込んでいます。

(2) 歳出

ア 療養給付費の算定基礎となる医療費は、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮した結果、決算としては、1人当たり費用額は460,575円(②437,107円、前年度決算比5.37%増)、総費用額は、4,343,218千円(②4,211,522千円、前年度決算比3.13%増)となる見込みです。

また、国保会計が負担する療養給付費は、3,240,522千円(②3,106,852千円、前年度決算比4.30%増)となる見込みです。

イ 県へ納付する国保事業費納付金は、1,285,993千円(②1,320,969千円、前年度決算比2.65%減)となる見込みです。

ウ 以上により、歳出総額は、5,223,056千円(②5,102,436千円、前年度決算比2.36%増)と見込んでいます。

(3) 差引

結果、20,000千円の剰余金を見込んでいます。

### 3 令和4年度赤穂市国保事業の運営

(1) 基本方針

ア 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより依然として高い傾向にあります。

このような状況の中、令和4年度の医療費総額は、県から示された保険給付費額を基に積算し、対前年度決算見込比2.89%減の4,217,550千円と見込んでいます。

イ 本市の国保被保険者1人当たり医療費は、令和2年度においても県下の市町の中で上位となっており、このための対策は引き続き重要な課題であります。

ウ 医療費の増加傾向への対策として、市民の健康な生活習慣の確立など、健康寿命の延伸に向けた保健事業を第2期データヘルス計画に則り実施するとともに、特定健康診査・特定保健指導を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めます。

また、後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

エ 保険税収納率向上対策の一環として、長期滞納者などに対する納税相談の実施、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の発行を通じての面談機会の確保、また、コンビニ・クレジットカード収納やペイジー口座振替受付サービスの実施などにより、滞納者の減少と歳入の確保に引き続き努めます。

(2) 保険税率等の改正方針

令和3年度については、国が示した改正の方針と納付金等の本算定結果を踏まえ、財政調整基金を活用し現行のまま据え置きました。

令和4年度については、法令の改正により課税限度額が全体で102万円まで引き上げられることとなるため、被保険者間の保険税負担の公平性確保の観点から、政令で定められたとおり

引き上げることとします。その他の税率等については、年明けに県から示された納付金等の本算定結果を踏まえて検討した結果、財政調整基金を活用し現行のまま据え置くこととしました。

なお、子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、国保に加入する全世界帯の未就学児に係る保険税均等割額の5割を軽減する措置を導入することとします。

【兵庫県による令和4年度標準保険料率本算定に係る標準保険料率等との比較】

区 分		現行	財政調整基金 繰入なしの場合	令和4年度(案)	市町村 標準保険料率
基礎分 (医療給付費分)	所得割税率	7.49%	7.08%	7.49%	6.40%
	均等割額	24,500円	24,285円	24,500円	27,642円
	平等割額	16,500円	15,689円	16,500円	17,996円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.69%	2.92%	2.69%	2.67%
	均等割額	9,400円	9,795円	9,400円	11,194円
	平等割額	6,700円	6,328円	6,700円	7,287円
介護納付金分	所得割税率	2.12%	3.27%	2.12%	2.64%
	均等割額	8,500円	11,876円	8,500円	13,561円
	平等割額	4,400円	5,934円	4,400円	6,733円

(3) 歳出

ア 医療費の状況

令和4年度の医療費の算出に当たっては、県から示された保険給付費額に基づき見積もりました。

総費用額を、4,217,550千円（前年度決算見込比2.89%減）、1人当たり医療費は、462,451円（前年度決算見込比0.41%増）と見込みました。

この結果、療養給付費を、3,106,226千円（前年度決算見込比3.04%減）と見積り、療養費など、その他の保険給付費については、過去の医療費実績及び最近における医療費の動向を考慮し、所要額を算出しました。

イ 国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、県から示された額に基づき1,235,342千円を計上しました。

ウ 保健事業費

保健事業費は、保険税収入額の5.18%、38,651千円を見込み、健康世帯表彰、医療費通知、医療受診状況及び疾病分類調査などを継続して実施するほか、引き続き後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知を実施し、後発医薬品の更なる使用促進に努めます。

生活習慣病健診一部負担助成については、引き続き一次健診（無料）と二次健診の一部負担助成を行い、健康増進と医療費の適正化に努めます。

また、国保保健指導事業として、特定健診未受診者への受診勧奨や、医療機関重複・頻回受診者への訪問指導、糖尿病の医療未受診者や医療中断者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する訪問指導などを行います。

エ 以上により、歳出総額は、5,032,000千円と見積りました。

(4) 歳入

ア 保険税

医療給付費分の保険税総額は、510,153千円（一般：509,889千円、退職：264千円）と見込みました。

後期高齢者支援金分の保険税総額は、187,810千円と見込みました。

介護納付金分の保険税総額は、48,496千円と見込みました。

イ 県支出金

県支出金は、県から示された額に基づき、普通交付金（保険給付費に要する費用）を3,673,423千円、特別交付金（保険者努力支援交付金など）を175,215千円、合計3,848,638千円計上しました。

ウ 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、①保険基盤安定制度（低所得者の保険税軽減分の補填など）による繰入金234,079千円、②未就学児均等割保険税軽減に係る繰入金2,017千円、③職員給与費等繰入金54,406千円、④出産育児一時金繰入金8,400千円、⑤財政安定化支援事業による繰入金56,629千円、その他一般会計繰入金として⑥市単独支援額20,741千円と見積り、その総額を、376,272千円と見込みました。

エ 基金繰入金

財政調整基金の残高見込額263,891千円のうち、45,500千円を繰り入れることとしました。

オ 以上により、歳入総額は、5,032,000千円と見積りました。

以上、令和4年度における本市国保事業の推進に当たっては、安定した国保制度の維持のため県と連携を図りながら適正な運営に努めます。

令和3年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込

第1表

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明	費 目	現計予算額	決算見込額	比 較	説 明
1 国民健康保険税	785,316	785,232	△ 84		1 総務費	57,149	56,876	273	総務管理費 54,045 徴税費 2,422 運営協議会費 409
(1)医療給付費分 現年課税分	515,619	517,197	1,578	一般 517,197 退職 0	2 保険給付費	3,763,724	3,804,867	△ 41,143	(1)療養給付費 3,240,521 (2)療養費 29,735 (3)審査支払手数料 8,819 (4)高額療養費 504,402 (5)移送費 99 (6)出産育児一時金 420千円 × 26件 (7)出産育児一時金支払手数料 5 (8)葬祭諸費 900 (9)結核医療諸費 26 (10)精神医療諸費 300 (11)傷病手当金 △ 48
(2)医療給付費分 滞納繰越分	23,046	20,404	△ 2,642	一般 20,118 退職 286	(1)療養給付費	3,169,674	3,240,522	△ 70,848	一般 3,240,521 退職 1
(3)後期高齢者支援金分 現年課税分	188,827	189,233	406	一般 189,233 退職 0	(2)療養費	32,001	29,736	2,265	一般 29,735 退職 1
(4)後期高齢者支援金分 滞納繰越分	7,443	8,172	729	一般 8,106 退職 66	(3)審査支払手数料	8,805	8,819	△ 14	診療報酬審査支払いに要する経費 8,819
(5)介護納付金分 現年課税分	47,506	47,073	△ 433	一般 47,073 退職 0	(4)高額療養費	529,001	504,403	24,598	一般 504,402 退職 1
(6)介護納付金分 滞納繰越分	2,875	3,153	278	一般 3,100 退職 53	(5)移送費	100	100	0	一般 99 退職 1
2 一部負担金	2	0	△ 2		(6)出産育児一時金	12,600	10,924	1,676	420千円 × 26件
3 手数料	440	440	0	督促手数料 440	(7)出産育児一時金支払手数料	7	5	2	
4 国庫支出金 国庫補助金	0 0	974 974	974 974	災害等臨時特例補助金(コロナ減免) 974	(8)葬祭諸費	4,500	3,600	900	50千円 × 72件
5 県支出金 県補助金	3,915,264 3,915,264	3,961,000 3,961,000	45,736 45,736	普通交付金 3,798,110 特別交付金 162,890	(9)結核医療諸費	36	10	26	
6 財産収入	680	428	△ 252	財政調整基金収入 428	(10)精神医療諸費	7,000	6,700	300	
7 繰入金 (1)一般会計繰入金	422,797 377,679	424,332 382,572	1,535 4,893	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 158,002 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 84,601 職員給与費等繰入金 53,720 出産育児一時金繰入金 7,283 財政安定化支援事業繰入金 59,969 その他一般会計繰入金 18,997	(11)傷病手当金	0	48	△ 48	
(2)基金繰入金	45,118	41,760	△ 3,358		3 国保事業費納付金	1,286,035	1,285,993	42	(1)医療給付費分 916,499 (2)後期高齢者支援金等分 280,989 (3)介護納付金分 226
8 繰越金	57,248	57,248	0	前年度繰越金(一般) 56,321 前年度繰越金(退職) 0 前年度繰越金(後期) 0 前年度繰越金(介護) 927	(1)医療給付費分	917,569	917,527	42	一般 916,499 退職 1,028
9 諸収入	14,253	13,402	△ 851	延滞金 2,000 預金利子 0 第三者納付金 10,400 不当利得返納金 1,000 その他 2	(2)後期高齢者支援金等分	281,215	281,215	0	一般 280,989 退職 226
					4 保健事業費	44,837	33,067	11,770	健康世帯表彰関係 219 健康奨励関係 2,997 一般事務関係 125 医療費通知関係 2,491 後発医薬品差額通知関係 87 特定健康診査等事業 20,661 国保健康指導(未受診者対策等)事業 6,487
					5 公債費	500	100	400	一般公債費(利子) 100
					6 諸支出金	42,075	41,725	350	保険税還付金(一般、退職) 5,100 償還金 36,465 還付加算金(一般、退職) 160
					7 積立金	680	428	252	
					8 予備費	1,000	0	1,000	
歳入合計	5,196,000	5,243,056	47,056		歳出合計	5,196,000	5,223,056	△ 27,056	

剰余金見込額 20,000

令和4年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第2表

(単位:千円)

費目	歳入			説明	費目	歳出			説明
	本年度(当初)	前年度(当初)	差引			本年度(当初)	前年度(当初)	差引	
1 国民健康保険税	746,459	785,316	△ 38,857		1 総務費	58,453	56,214	2,239	総務管理費 55,473 徴税費 2,571 運営協議会費 409
(1)医療給付費分 現年課税分	489,774	516,619	△ 26,845	一般 退職 489,773 1	2 保険給付費	3,680,459	3,763,724	△ 83,265	(1)療養給付費 3,106,226 △ 63,448 一般 3,106,225 退職 1
(2)医療給付費分 滞納繰越分	20,379	22,046	△ 1,667	一般 20,116 退職 263	(2)療養費	30,001	32,001	△ 2,000	一般 30,000 退職 1
(3)後期高齢者支援金分 現年課税分	180,988	188,827	△ 7,839	一般 180,987 退職 1	(3)審査支払手数料	8,988	8,805	183	診療報酬審査支払いに要する経費
(4)後期高齢者支援金分 滞納繰越分	6,822	7,443	△ 621	一般 6,745 退職 77	(4)高額療養費	511,001	529,001	△ 18,000	一般 511,000 退職 1
(5)介護納付金分 現年課税分	45,803	47,506	△ 1,703	一般 45,802 退職 1	(5)移送費	100	100	0	一般 100 退職 0
(6)介護納付金分 滞納繰越分	2,693	2,875	△ 182	一般 2,646 退職 47	(6)出産育児一時金	12,600	12,600	0	420千円 × 30件
2 一部負担金	2	2	0		(7)出産育児一時金支払手数料	7	7	0	
3 手数料	440	440	0	督促手数料	(8)葬祭諸費	4,500	4,500	0	50千円 × 90件
4 県支出金	3,848,638	3,915,264	△ 66,626		(9)結核医療諸費	36	36	0	
県補助金	3,848,638	3,915,264	△ 66,626	普通交付金 3,673,423 特別交付金 175,215 特別調整交付金(市町村分) 44,028 特定健康診査等負担金 10,416 保険者努力支援交付金 18,180 県繰入金2号分 102,591	(10)精神医療諸費	7,000	7,000	0	
					3 国保事業費納付金	1,235,342	1,286,035	△ 50,693	
					(1)医療給付費分	879,782	917,569	△ 37,787	一般 879,527 退職 255
					(2)後期高齢者支援金等分	268,142	281,215	△ 13,073	一般 267,972 退職 170
5 財産収入	585	680	△ 95	財政調整基金収入	(3)介護納付金分	87,418	87,251	167	
6 繰入金	421,772	454,044	△ 32,272		4 保健事業費	38,651	44,837	△ 6,186	健康世帯表彰関係 278 健康奨励関係 3,741 一般事務関係 900 医療費通知関係 2,515 後発医薬品差額通知関係 301 特定健康診査等事業 24,428 国保保健指導(未受診者対策等)事業 6,488
(1)一般会計繰入金	376,272	376,744	△ 472	保険基礎安定繰入金(保険税軽減分) 152,984 保険基礎安定繰入金(保険者支援分) 81,095 未就学児均等割保険税繰入金 2,017 職員給与費等繰入金 54,406 出産育児一時金繰入金 8,400 財政安定化支援事業繰入金 56,629 その他一般会計繰入金 20,741	5 公債費	500	500	0	一般公債費(利子) 500
(2)基金繰入金	45,500	77,300	△ 31,800		6 諸支出金	17,010	17,010	0	保険税還付金(一般、退職) 5,250 償還金 11,600 還付加算金(一般、退職) 160
7 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	7 積立金	585	680	△ 95	財政調整基金積立金 585
8 諸収入	14,103	14,253	△ 150	延滞金 2,500 預金利子 1 第三者納付金 10,550 不当利得返納金 1,050 その他 2	8 予備費	1,000	1,000	0	
歳入合計	5,032,000	5,170,000	△ 138,000		歳出合計	5,032,000	5,170,000	△ 138,000	

一般分	4,675,922	4,800,042	△ 124,120
退職分	518	1,492	△ 974
後期分	268,142	281,215	△ 13,073
介護分	87,418	87,251	167

一般分	4,675,922	4,800,042	△ 124,120
退職分	518	1,492	△ 974
後期分	268,142	281,215	△ 13,073
介護分	87,418	87,251	167



令和4年度 赤穂市国民健康保険事業特別会計予算(案)

第3表

(単位:千円)

歳 入							歳 出						
科 目	一 般	退 職	後 期	介 護	合 計	科 目	一 般	退 職	後 期	介 護	合 計		
国民健康保険税	現年課税分	489,773	1	180,988	45,803	716,565	総務費	総務管理費	55,473			55,473	
	滞納繰越分	20,116	263	6,822	2,693	29,894		徴税費	2,571			2,571	
一部負担金	1	1			2		運営協議会費	409			409		
手数料	440				440	療養給付費	3,106,225	1			3,106,226		
県支出金	普通交付金	3,673,420	3			3,673,423	療養費	30,000	1		30,001		
	特別交付金	175,215				175,215	審査支払手数料	8,988			8,988		
財産収入	585				585	高額療養費	511,000	1			511,001		
一般会計繰入金	基盤・税軽減分	102,647		40,096	10,241	152,984	移送費	100			100		
	基盤・保険者支援分	55,837		20,812	4,446	81,095	出産育児一時金	12,600			12,600		
	未就学児・均等割分	1,458		559		2,017	出産育児一時金支払手数料	7			7		
	職員給与費等	54,406				54,406	葬祭諸費	4,500			4,500		
	出産育児一時金	8,400				8,400	結核医療諸費	36			36		
	財政安定化支援事業	56,629				56,629	精神医療諸費	7,000			7,000		
	その他	20,741				20,741	国保事業費納付金	医療給付費分	879,527	255		879,782	
								後期支援金等分			268,142	268,142	
								介護納付金分			87,418	87,418	
								保健事業費	38,651			38,651	
基金繰入金	2,400	0	18,865	24,235	45,500	公債費	500				500		
繰越金	1				1	諸支出金	16,750	260			17,010		
諸収入	延滞金	2,450	50			2,500	積立金	585			585		
	預金利子	1				1	予備費	1,000			1,000		
	第三者納付金	10,400	150			10,550	歳入合計	4,675,922	518	268,142	87,418	5,032,000	
	不当利得返納金	1,000	50			1,050	前年度	4,800,042	1,492	281,215	87,251	5,170,000	
	その他	2				2	増減	△ 124,120	△ 974	△ 13,073	167	△ 138,000	
歳入合計	4,675,922	518	268,142	87,418	5,032,000	歳出合計	4,675,922	518	268,142	87,418	5,032,000		
	前年度	4,800,042	1,492	281,215	87,251	5,170,000		前年度	4,800,042	1,492	281,215	87,251	5,170,000
	増減	△ 124,120	△ 974	△ 13,073	167	△ 138,000		増減	△ 124,120	△ 974	△ 13,073	167	△ 138,000

第4表

令和4年度 一般会計繰入金及び保険税算出基礎

1. 一般会計繰入金 (単位：千円)

区 分	金 額
(1) 保険基盤安定制度による繰入金	234,079
低所得者保険税軽減額 (医療給付費分)	102,647
低所得者保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	40,096
低所得者保険税軽減額 (介護納付金分)	10,241
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (医療給付費分)	55,837
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (後期高齢者支援金分)	20,812
低所得者保険税軽減額 保険者支援分 (介護納付金分)	4,446
(2) 未就学児均等割保険税軽減のための繰入金	2,017
未就学児均等割保険税軽減額 (医療給付費分)	1,458
未就学児均等割保険税軽減額 (後期高齢者支援金分)	559
(3) 職員給与費等繰入金	54,406
(4) 出産育児一時金繰入金 (420千円×30件) ×2/3	8,400
(5) 国保財政安定化支援事業による繰入金	56,629
保険税負担能力が低いことによる支援額	42,502
年齢構成差による支援額	14,127
(6) その他一般会計繰入金	20,741
保健事業費分 (健康奨励事業)	3,741
市単独支援分/福祉医療波及分	17,000
独自減免充当分	0
小 計 [(3)+(4)+(5)+(6)]	140,176
繰入金合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)]	376,272

2. 保険税賦課総額 (一般分+後期分：一般) (単位：千円)

区 分	金 額
1 歳出総額	4,943,986
2 歳入総額 (現年課税分、繰入金を除く)	3,890,376
3 歳入歳出不足額 (1-2)	1,053,610
<内訳>	
一般会計繰入額	361,585
基金繰入額	21,265
保険税所要額	670,760

3. 世帯及び被保険者別の平均保険税額 (単位：円)

区 分	令和3年度 (当初) (a)	令和3年度 (決算見込)	令和4年度 (当初) (b)	当初比較 (%) (b)/(a)
1人当たり保険税額 (一般分+後期分：一般)	79,441	79,273	78,052	98.25
1世帯当たり保険税額 (一般分+後期分：一般)	121,671	121,158	117,658	96.70
1人当たり保険税額 (介護分：一般)	19,600	19,663	19,358	98.77
1世帯当たり保険税額 (介護分：一般)	22,811	23,041	22,570	98.94

第5表

世帯数・被保険者数の年次別推移

区分 年度	世帯数		被保険者数								
			一般被保険者			退職被保険者等			合計		
	年間平均数	前年比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比	年間平均数	前年比	構成比
元 (3月～2月)	世帯 6,292	% 97.41	人 9,863	% 96.54	% 99.93	人 7	% 10.14	% 0.07	人 9,870	% 95.96	% 100.00
2 (3月～2月)	6,215	98.78	9,635	97.69	100.00	0	-	0.00	9,635	97.62	100.00
3(見込) (3月～2月)	6,170	99.28	9,430	97.87	100.00	0	-	0.00	9,430	97.87	100.00
4(見込) (3月～2月)	6,050	98.06	9,120	96.71	100.00	0	-	0.00	9,120	96.71	100.00

第6表

診療費の年次別推移

区分 年度	一般被保険者					退職被保険者等					合計				
	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり	件数	受診率	費用総額	1件当たり	1人当たり
	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)	(件)	(%)	(千円)	費用額(円)	費用額(円)
元 (3月～2月)	169,459	1,718.13	4,386,653	25,886	444,758	115	1,642.86	2,708	23,548	386,857	169,574	1,718.07	4,389,361	25,885	444,717
対前年比(%)	96.90	100.36	102.39	105.67	106.06	9.54	93.99	6.54	68.55	64.43	96.30	100.35	101.47	105.37	105.74
2 (3月～2月)	156,783	1,627.22	4,211,522	26,862	437,107	0	-	0	-	-	156,783	1,627.22	4,211,522	26,862	437,107
対前年比(%)	92.52	94.71	96.01	103.77	98.28	-	-	-	-	-	92.46	94.71	95.95	103.77	98.29
3(見込) (3月～2月)	159,069	1,686.84	4,343,218	27,304	460,575	0	-	0	-	-	159,069	1,686.84	4,343,218	27,304	460,575
対前年比(%)	101.46	103.66	103.13	101.65	105.37	-	-	-	-	-	101.46	103.66	103.13	101.65	105.37
4(見込) (3月～2月)	155,900	1,709.43	4,217,550	27,053	462,451	0	-	0	-	-	155,900	1,709.43	4,217,550	27,053	462,451
対前年比(%)	98.01	101.34	97.11	99.08	100.41	-	-	-	-	-	98.01	101.34	97.11	99.08	100.41

※ 令和4年度の費用額については、県から示された保険給付費額に基づき積算

## 国保制度における用語の解説

### 【国民健康保険税（料）】

国民健康保険法により、国保事業に要する費用に充てるため、世帯主から保険料を徴収するもの。（市町村は地方税法により国民健康保険税で徴収することができます。）

基礎課税額（医療給付費分）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等分）と介護納付金課税額（介護保険分）を合わせたもの。

- ・医療給付費分 被保険者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税。  
全ての被保険者が対象。
- ・後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療制度の被保険者の医療給付費を支援するための保険税。  
全ての被保険者が対象。
- ・介護納付金分 介護保険の第2号被保険者としての保険税。40歳以上で64歳までの被保険者のみが対象。

### 【国民健康保険事業費納付金】

都道府県が国保事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

### 【標準保険料率】

都道府県が標準的な住民負担の「見える化」を図るとともに、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村が保険料率を定める際に参考となる事項についての標準を市町村ごとに設定するもの。

### 【国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）】

保険給付を行う主体は市町村であり、保険給付に必要な費用はすべて都道府県が賄う。この保険給付に要する費用等に対し、市町村に支払われるもの。

### 【国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）】

都道府県から市町村に、市町村の特別な事情に応じて支払われるもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

### 【保険者努力支援制度】

国が保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、医療費適正化への取組や収納率向上に関する取組などについて、客観的な指標に基づき、交付金を交付する制度。インセンティブ強化を図り、保険者機能の役割を發揮してもらい、国保の財政基盤を強化することに狙いがある。

## 赤穂市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和4年1月現在)

区分	氏名	摘要
被 保 険 者 代 表	大 前 和 弘	
	大 田 登	
	平 岡 登 美 子	
	平 岡 か ね 子	
医 師 歯 科 医 師 薬 剤 師 代 表	中 村 隆 彦	(一社)赤穂市医師会会長
	花 房 龍 生	(一社)赤穂市医師会副会長
	赤 井 高 之	(一社)相生・赤穂市郡歯科医師会副会長
	寺 田 晋 一 郎	赤相薬剤師会会長
公 益 代 表	山 田 昌 弘	赤穂市議会議長
	瓢 敏 雄	赤穂市議会民生生活委員長
	前 田 護	(会長) 赤穂市自治会連合会会長
	山 田 和 子	(会長職務代理者) 日本赤十字社赤穂市地区赤十字奉仕団委員長

任期は、令和4年3月31日まで